

会第2号

滋賀県議会委員会条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和8年3月19日

提出者 滋賀県議会議会運営委員会
委員長 海 東 英 和

滋賀県議会委員会条例の一部を改正する条例

滋賀県議会委員会条例（昭和31年滋賀県条例第28号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「他の常任委員会の所管に属さない事項」を 「びわこボートレース事業
他の常任委員会の所管に

庁の所管に属する事項
属さない事項」に改め、同条第2号を次のように改める。

(2) 観光文スポ・県土・交通常任委員会 9人

観光文化スポーツ部の所管に属する事項

県土整備部の所管に属する事項

交通まちづくり部の所管に属する事項

第2条第3号中「環境・農水常任委員会」を「環境・農水・企業常任委員会」に、「琵琶湖海
区漁業調整委員会および内水面漁場管理委員会の所管に属する事項」を 「琵琶湖海区漁業調整
企業庁の所管に属す

委員会および内水面漁場管理委員会の所管に属する事項
る事項」に改め、同条第4号中「厚生・産
業・企業常任委員会」を「厚生・産業常任委員会」に、「商工観光労働部」を「商工労働部」に、

「労働委員会の所管に属する事項
企業庁の所管に属する事項」を「労働委員会の所管に属する事項」に改め、同条第

5号中「教育・子ども若者常任委員会」を「教育・子ども若者・警察常任委員会」に、「教育委
員会の所管に属する事項」を 「教育委員会の所管に属する事項
公安委員会の所管に属する事項」に改める。

付 則

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に次の表の左欄に掲げる常任委員会の委員として在任する者は、それ

ぞれ右欄に掲げる常任委員会の委員となるものとする。

文スポ・土木・警察常任委員会	観光文スポ・県土・交通常任委員会
環境・農水常任委員会	環境・農水・企業常任委員会
厚生・産業・企業常任委員会	厚生・産業常任委員会
教育・子ども若者常任委員会	教育・子ども若者・警察常任委員会